

見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月25日(木) 午後3時
2. 開催場所 見附市役所 4階 大会議室
3. 出席委員 10名
1番 齋藤高央 2番 渡邊和明 3番 佐藤 徹
5番 三本友子 7番 関谷常夫 8番 三沢孝喜
7番 高橋行雄 10番 小杉義光 11番 櫻井政志
12番 山田久栄
4. 欠席委員 2名 小林平仁、齋藤義夫
5. 議事日程
 日程第1 会議録署名委員の指名について
 日程第2 報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
 議案第3号 農地利用最適化推進委員候補者の評価に関する答申について
5. 農業委員会事務局職員
 局長 北村保 次長 佐藤秀一 係長 葦澤亜紀子
6. 会議の概要
 (午後3時 開会)

議 長 それではただ今から、令和8年6月の農業委員会総会を開会します。
 本日、欠席委員は2名、小林平仁委員、齋藤義夫委員より報告がありました。現在の出席委員は、10名です。よって、総会は成立しております。
 出席されている、農地利用最適化推進委員におかれましては、地域の議案
 もありますので積極的な発言をお願いします。

 (議事録署名委員の指名) はじめに、議事録署名委員の指名でございますが、議席番号11番 櫻井委
議 長 員、12番 山田委員の2名をお願いします。

 (報告)
議 長 それでは報告に入ります。「報告第1号 農地法第5条の規定による転用届
 出の受理について」上程します。事務局より説明願います。

佐藤次長 「報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」報告い
 たします。
 5番、申請地目は畑、面積251㎡です。転用目的は住宅建築敷地、権利種別

は売買による所有権移転です。市街化区域内にある農地で住宅地の中に位置しており、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので受理したものです。報告は以上です。

議 長 事務局からの報告が終わりました。質問などございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、以上で報告を終わります。

(議題の宣告)
議 長 議事に入ります。「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」上程します。事務局より説明願います。

菰澤係長 「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。
10 番、申請地目は田、面積は 1,892 m²です。譲渡人は仕事柄、耕作が難しく、譲受人は規模拡大を目指している農家の方です。
申請については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。10 番について地区担当委員の廣瀬推進委員より補足説明をお願いします。

廣瀬委員 双方から現場に来ていただき聞き取りを行いました。譲渡人は農地を相続し現在は町外にお住まいでお仕事もされており耕作できない状況です。2 年ほど前から作付けせずに保全管理の状態になっておりました。このままでは水田として耕作ができなくなるのではないかと心配をされており、やってくれる方を探していたところです。譲受人は経営規模拡大を進めており、また農区長や保全会の役員として地域のリーダー役として尽力されている方で問題ありません。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第 1 号」について原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(議題の宣告)

議 長

続いて「議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」上程します。説明に入る前に、見附市農業委員会会議規則 第 14 条の規定に基づく議事参与の制限により、齋藤高央委員は当該議案の審議終了まで退席をお願いします。

(該当委員 退席)

それでは、事務局より説明願います。事務局より説明願います。

菰澤係長

「議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くこととされていますので、当会に対し意見が求められています。

1 ページ、農地中間管理機構による売買事業を利用した所有権移転の促進計画です。1 番、申請地目は田、面積は 9,998 m²です。要件を満たし、規模拡大を希望している農業者への売買になります。

2 ページ、地域計画内の促進計画です。3 筆、合計面積 15,459 m²です。

3 ページ、所有者不明農地による促進計画です。2 筆、面積は 2,485 m²です。これにつきましては、後ほど次長より経緯について補足説明します。

4 ページ、地域計画外の促進計画です。3 筆、合計面積 1,482 m²です。

これらは農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている各要件を満たしており、適切であると考えます。

佐藤次長

3 ページ目、6-3、所有者不明農地による促進計画について補足説明いたします。昨年、農業委員会に所有者不明農地を借りたい旨の申し出が 1 件ありました。当該農地は相続未登記農地で、農地台帳上の所有者は死亡しています。

所有者不明農地の活用については、農地法や農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農業委員会による探索・公示手続きを経て、農地中間管理機構を活用して農業の担い手へ農地の利用権が設定できる制度です。

法令に基づいて探索を行い、所有者が確認できない場合は、所有者不明農地に係る公示を 2 か月間行います。所有者から申し出が無い場合は、農用地利用集積等促進計画や新潟県知事の裁定により、利用権設定の手続きができる農地中間管理機構にその旨を通知し、県知事の裁定により利用権設定の手続

きができるようになります。

令和 8 年 1 月 6 日から 2 か月間公示を行い、申し出がありませんでしたので、農地中間管理機構に通知し、知事の裁定により利用権の設定が行われたものです。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。所有権移転の 1 番について、地区担当委員の鈴木推進委員より補足説明をお願いします。

鈴木委員 譲渡人は、農業をする予定もないため農地を整理していきたいとのことで、現在、委託されている譲受人と話し合い、譲り受けてもらうことになりました。譲受人は今後も規模拡大を図っていきたい農家さんで問題ありません。

議 長 事務局、地区担当委員の説明の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第 2 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。退席の委員の関係案件が終了しました。退席された該当委員は、入室をお願いします。

(該当委員 入室)

議 長 続いて「議案第 3 号 農地利用最適化推進委員候補者の評価に関する答申について」上程します。それでは、事務局より説明願います。

佐藤次長 「議案第 3 号 農地利用最適化推進委員候補者の評価に関する答申について」説明します。

農業委員とともに改選を迎える農地利用最適化推進委員について、2 月 6 日から 3 月 6 日までの 1 か月間、募集を行い、募集人員 12 人に対して 12 人の応募がありました。

3 月の協議会にて評価委員を選出していただき、4 月 27 日に市役所において候補者評価委員会を開催し、その結果、候補者 12 人全員が得点率 70%以上、平均得点率 78.8%で、選出されましたことを報告いたします。総会資料

1 は選出者の名簿です。

評価委員会の結果については、評価委員会を代表して佐藤会長代理から関谷会長へ答申書をお渡ししていただきます。

(答申書手渡し)

ありがとうございました。議案第 3 号については、改選後、7 月 21 日の農業委員会総会において議案上程いたします。

また、本日、6 月市議会定例会にて、農業委員 12 人に関する人事案件が可決されました。説明は以上です。

(閉会宣告)
議 長

本日の日程は全て終了いたしました。以上で令和 8 年 6 月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 20 分 閉会)

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____

議事録調製者（係長） _____